

## [ 参考 ]

### 留意点

- ・統計表第1表（都道府県別適用状況）の「標準賞与額の平均」は、賞与が支給された被保険者1人当たりの平均と被保険者1人当たりの平均を掲載している。
- ・統計表第2表（都道府県別保険給付費・医療費の状況）、第3表（都道府県別診療諸率）は事業所所在地の都道府県毎に集計したものである。
- ・統計表第2表の「保険給付費計」及び「医療給付費計」の件数には、「入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給分を除く）」の件数は含まれていない。
- ・統計表第2表の「医療費計」の医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤、入院時食事療養費・生活療養費、訪問看護）、療養費、移送費に係るものである。
- ・療養費の医療費は、給付費を加入者区分ごとの法定給付率で除した値である。
- ・統計表第2表について、被保険者と被扶養者の現金給付（入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）、療養費、移送費、高額療養費、その他の現金給付）には高齢受給者分が含まれている。
- ・統計表第3表の「被保険者分」は高齢受給者の被保険者分を含まず、「被扶養者分」は「義務教育就学前」と高齢受給者の被扶養者分を含んでいない。